

第5次 山地防災・

土砂災害対策計画



兵庫県

1. これまでの取り組みの成果

兵庫県では、平成21年台風第9号などによる災害を教訓に策定した「山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、治山ダムや砂防堰堤等の整備による自然災害に備える強靱な県土の構築を推進してきました。これまでの第1次から第4次までの計画（H21～R7）で、人家等保全対策、流木・土砂流出防止対策、緊急防災林整備に取り組んできました。

これまでに整備してきた施設は、豪雨の際に土石流を捕捉するなどその効果を発揮し、県民の「いのちとくらし」を守っています。

災害時には治山ダム、砂防堰堤等が効果を発揮

災害発生状況

効果事例

平成
21

22

23

24

第1次計画

平成
21
年
台
風
第
9
号



流木の発生状況（佐用郡佐用町）



流木・土砂の流出を抑制する治山ダム

流木捕捉型治山ダム（佐用郡佐用町）

25

26

27

28

第2次計画

平成
26
年
丹
波
豪
雨



土石流による被害状況（丹波市）



流木・土石流を捕捉する砂防堰堤

砂防堰堤（丹波市）

29

30

令和
元

2

第3次計画

平成
30
年
7
月
西
日
本
豪
雨



がけ崩れによる被害状況(宍粟市)



流木・土石流を捕捉する砂防堰堤

砂防堰堤（宍粟市）

3

4

5

6

7

第4次計画

令和
5
年
8
月
豪
雨



がけ崩れによる被害状況(香美町)



流木・土砂の流出を抑制する治山ダム

治山ダム

治山ダム（香美町）

2. 第5次山地防災・土砂災害対策計画の整備目標

近年、気候変動に伴う豪雨の増加に伴い、土砂災害も激甚化、頻発化していることから、国の「第1次国土強靱化実施中期計画（令和8～12年度）」を踏まえ、防災・減災の取組を切れ目なく推進し、県民の「いのちとくらし」を守ります。

（1）整備目標

第5次	計画期間	①治山事業		②災害に強い森づくり	③砂防事業	合計
		人家等保全対策	流木・土砂流出対策	緊急防災林整備（渓流対策）	人家等保全対策	
	R8～R12	260	175	52	250	737

（箇所数）

※当計画は「ひょうごインフラ整備プログラム」の分野別計画であることから、プログラムの改定に伴い見直す場合があります。

（2）計画内容

① 治山事業

治山事業とは、森林の維持・造成を通じて山地における地震や豪雨等に起因する災害から県民の生命・財産を守るとともに、水源涵養や生活環境の保全・形成を図る事業です。

i) 人家等保全対策【継続】

公共施設や人家等の重要な保全対象に近接する山地災害危険地区において、山地防災対策として治山ダム等を優先して整備します。

ii) 流木・土砂流出防止対策【継続】

山地災害危険地区のうち、強雨時に流木・土砂流出リスクの高い人工林で急勾配渓流や0次谷※の下流域において、流木災害への備えと土砂流出防止を目的とした治山ダム等を整備します。

※ 0(ゼロ)次谷とは、渓流頭部で豪雨時に雨水が集中し、土砂災害の発生源となりやすい山の凹地形



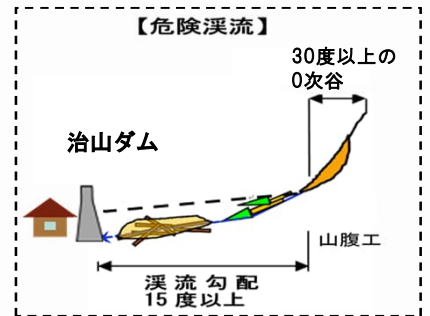
人家等保全対策（三田市）



流木・土砂流出防止対策（加西市）



流木捕捉型治山ダム（丹波市）



② 災害に強い森づくり（緊急防災林整備（渓流対策））【継続】

谷筋に人工林があり、上流に0次谷※が存在するなど、流木災害のおそれがある危険渓流において、倒木など危険木の除去や本数調整伐などによる災害緩衝林整備のほか、簡易流木止め施設を設置します。



渓流内に溜まった倒木



危険木の除去と災害緩衝林整備、簡易流木止め施設の設置



流木を受け止め、効果を発揮する災害緩衝林

【山地災害危険地区とは？】

山地崩壊、土石流等が発生するおそれがあり、保全対象への被害の危険がある地域を山地災害危険地区に設定しています。

〔崩壊土砂流出危険地区〕

山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出し災害が発生するおそれがある渓流



〔山腹崩壊危険地区〕

山腹の崩壊や落石により、災害が発生するおそれがある山腹斜面

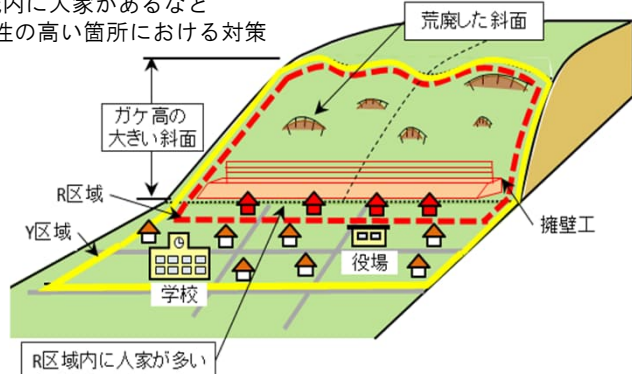


③ 砂防事業

引き続き土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された人家や公共施設等の重要な保全対象を含む緊急性の高い箇所を優先して整備します。また、新たに人口減少社会においても将来にわたって居住が継続される居住誘導区域等の対策や地域に根付いている特色ある「なりわい」を保全する対策に取り組みます。

i) R区域内人家の対策【継続】

R区域内に人家があるなど
緊急性の高い箇所における対策



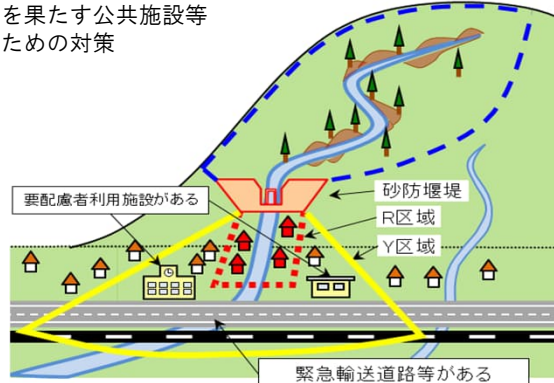
ii) 土砂・洪水氾濫対策【継続】

広域化する土砂災害から地域を守るための対策



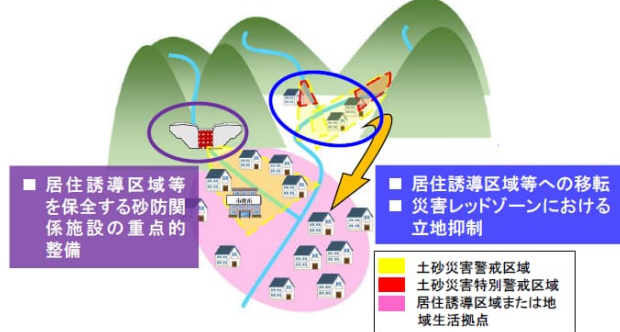
iii) 重要な公共施設等の保全【継続】

重要な役割を果たす公共施設等
を保全するための対策



iv) 居住誘導区域等の保全【新規】

人口減少社会においても将来にわたって居住が継続される
立地適正化計画における居住誘導区域等における対策



v) 地場産業・なりわいの保全【新規】

地域に根付いている特色ある産業を支援し、移転による集約が困難な地場産業や住民の生業を形成する施設を保全するための対策

(例) 香住力三を「なりわい」としている地区を保全



県道香美久美浜線 (Kumakura Kumi Hami Line)

J R山陰本線 (JR San'in Main Line)

(お問い合わせ先)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

[治山事業について]	農林水産部	治山課	計画班	(078)-362-3471
[災害に強い森づくりについて]	"	"	森づくり整備班	(078)-362-4192
[砂防事業について]	土木部	砂防課	砂防班	(078)-362-3544